

議案第9号

平成28年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の新設について、別紙のとおり議決を求めます。

平成28年3月19日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

◇平成28年4月1日の教育委員会規則の整備に関する規則の新設について

1 規則の新設理由

教育行政を適正かつ円滑に執行するため、教育委員会事務局を構成する機関の所掌事務の改正その他の所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県教育委員会会議規則の一部改正

規則中引用する行政不服審査法の用語を改める。

(2) 鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正

ア 教育環境課の所掌事務に鳥取県教育情報通信ネットワークの運用等に関する事務を加える。

イ 高等学校課の所掌事務から近畿高等学校総合文化祭に関する事務を削る。

ウ 新たに設置する所属機関の庶務担当機関を定める。

エ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正

技術職員をもって充てる職として土木技師の職を加える。

(4) 鳥取県教育センターの管理運営に関する規則の一部改正

教育企画研修課の分掌事務から鳥取県教育情報通信ネットワークの運用等に関する事務を削る。

(5) 鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則の一部改正

職員の職に社会教育主事の職を加える。

(6) 鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則の一部改正

職員の職に社会教育主事の職を加える。

(7) 鳥取県教育委員会の権限に属する事務のうち市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正

所要の規定の整備を行う

(8) 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正

規則中引用する行政不服審査法の用語を改める。

(9) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

本議案は、平成28年2月定例会の関連議案が可決されることを前提としていますので、関連議案または修正議案が可決された場合に効力を有することとなります。（本議案に係る新設規則については、本議案議決後、教育委員長による公布が行われ、平成28年4月1日に施行となります。

平成28年4月1日の教育委員会規則の整備に関する規則

(鳥取県教育委員会会議規則の一部改正)

第1条 鳥取県教育委員会会議規則(昭和31年鳥取県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(会議) 第2条 略 2・3 略 4 法第13条第6項ただし書の規定により会議を公開しないことができる事件は、次に掲げる事件とする。 (1) 略 (2) 訴訟、審査請求その他の争訟に関する事件 (3)～(5) 略	(会議) 第2条 略 2・3 略 4 法第13条第6項ただし書の規定により会議を公開しないことができる事件は、次に掲げる事件とする。 (1) 略 (2) 訴訟、 <u>審査請求、異議申立て</u> その他の争訟に関する事件 (3)～(5) 略

(鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第2条 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																		
(本庁及び本庁機関の分掌事務) 第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。 教育総務課 略 教育環境課 (1)～(3) 略 (4) <u>鳥取県教育情報通信ネットワークの運用等に関すること。</u> 小中学校課～いじめ・不登校総合対策センター 略 高等学校課 (1)～(11) 略 社会教育課～体育保健課 略 2・3 略 別表第2(第18条関係)	(本庁及び本庁機関の分掌事務) 第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。 教育総務課 略 教育環境課 (1)～(3) 略 小中学校課～いじめ・不登校総合対策センター 略 高等学校課 (1)～(11) 略 (12) <u>近畿高等学校総合文化祭に関すること。</u> 社会教育課～体育保健課 略 2・3 略 別表第2(第18条関係)																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>附属機関</th> <th>庶務担当機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>高等学校課</td> </tr> <tr> <td>鳥取県高校生理数課題研究等 発表会審査会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取県スーパーサイエンスハ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	附属機関	庶務担当機関	略		略	高等学校課	鳥取県高校生理数課題研究等 発表会審査会		鳥取県スーパーサイエンスハ		<table border="1"> <thead> <tr> <th>附属機関</th> <th>庶務担当機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>高等学校課</td> </tr> <tr> <td>鳥取県高校生理数課題研究等 発表会審査会</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	附属機関	庶務担当機関	略		略	高等学校課	鳥取県高校生理数課題研究等 発表会審査会	
附属機関	庶務担当機関																		
略																			
略	高等学校課																		
鳥取県高校生理数課題研究等 発表会審査会																			
鳥取県スーパーサイエンスハ																			
附属機関	庶務担当機関																		
略																			
略	高等学校課																		
鳥取県高校生理数課題研究等 発表会審査会																			

イスクール運営指導委員会			
鳥取県立智頭農林高等学校運営指導委員会			
鳥取県立境港総合技術高等学校運営指導委員会			
略		略	
略	文化財課	略	文化財課
とっとり弥生の王国調査整備活用委員会		鳥取県青谷上寺地遺跡発掘調査委員会	
		鳥取県妻木晩田遺跡発掘調査委員会	
略		略	
略		略	

(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第3条 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和44年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表(第3条関係) 1・2 略 3 技術職員をもって充てる職 建築技師・機械技師・電気技師・造園技師・ <u>土木技師</u> ・教育相談員	別表(第3条関係) 1・2 略 3 技術職員をもって充てる職 建築技師・機械技師・電気技師・造園技師・教育相談員

(鳥取県教育センターの管理運営に関する規則の一部改正)

第4条 鳥取県教育センターの管理運営に関する規則(昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(内部組織及び分掌事務) 第3条 教育センターに、総務課及び教育企画研修課を置く。 2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課 略 教育企画研修課 (1)・(2) 略 (3) 略 (4) 略	(内部組織及び分掌事務) 第3条 教育センターに、総務課及び教育企画研修課を置く。 2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課 略 教育企画研修課 (1)・(2) 略 (3) <u>鳥取県教育情報通信ネットワークの運用等に関すること。</u> (4) 略 (5) 略

(鳥取県立鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第5条 鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の種類及び職) 第2条 略 2 青年の家の職員の職は、所長、次長、係長、指導主事、 <u>社会教育主事</u> 、専門指導員及び主事とする。	(職員の種類及び職) 第2条 略 2 青年の家の職員の職は、所長、次長、係長、指導主事、専門指導員及び主事とする。

(鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第6条 鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の種類及び職) 第2条 略 2 少年自然の家の職員の職は、所長、次長、係長、指導主事、 <u>社会教育主事</u> 、専門指導員及び主事とする。	(職員の種類及び職) 第2条 略 2 少年自然の家の職員の職は、所長、次長、係長、指導主事、専門指導員及び主事とする。

(鳥取県教育委員会の権限に属する事務のうち市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

第7条 鳥取県教育委員会の権限に属する事務のうち市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年鳥取県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(市町村が処理する事務の範囲) 第2条 略 2 条例第3条第2号に規定する教育委員会規則で定める事務は、教育職員の免許状の <u>授与等</u> に関する規則（昭和43年鳥取県教育委員会規則第8号）に基づく事務のうち、市町村（市町村の組合を含む。）が設置する学校に勤務する者に係る事務で次に掲げるものとする。 (1)～(3) 略	(市町村が処理する事務の範囲) 第2条 略 2 条例第3条第2号に規定する教育委員会規則で定める事務は、教育職員の免許状に関する規則（昭和43年鳥取県教育委員会規則第8号）に基づく事務のうち、市町村（市町村の組合を含む。）が設置する学校に勤務する者に係る事務で次に掲げるものとする。 (1)～(3) 略

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

第8条 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則（平成12年鳥取県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公権力の行使に携わる職)	(公権力の行使に携わる職)

<p>第2条 公権力の行使に携わる職は、次に掲げる事務を担当する職とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>審査請求</u>に対する裁決に関する事務</p> <p>(5) 略</p>	<p>第2条 公権力の行使に携わる職は、次に掲げる事務を担当する職とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てに対する裁決又は決定</u>に関する事務</p> <p>(5) 略</p>
--	--

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。